# 亀岡市総合福祉センター 気象警報発表時の対応について

当施設における、気象警報発表時の施設の使用に関しましては、<u>利用者様の判断</u>に委ねます。

## ❖気象警報発表時の対応❖

気象警報発表時、下記の条件にすべて該当する場合に限り、使用日の変更や取消(5割相当額)申請受付の対応をいたします。

#### <条件>

- ①警報発表地域 亀岡市
- ②対象となる警報 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪) 警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪)
- ③警報発表時間

各利用区分開始時間の2時間前から各利用区分開始時間までの間に上記①、および②のいずれかに該当していること。

- ※各利用区分開始時間とは・・・午前区分は9時、午後区分は13時、夜間区分は18 時のいずれかのこと。
- ④使用中止連絡

<u>各利用区分開始時間まで</u>に、必ず当センターに使用中止の連絡をすること。 亀岡市総合福祉センター Tkl (0771) 24-0294

※ただし、午前区分は午前8時30分~午前9時までとする。

#### <注意事項>

各利用区分開始時間の2時間前の時点で警報が解除されている場合、および各利用区分開始時間を過ぎてから使用中止の連絡をいただいた場合は、使用日の変更や取消(5割相当額)申請の受付はいたしませんので、判断および連絡される時間にご注意ください。

- ◎上記①~④の条件にすべて該当した場合、以下いずれかで対応いたします。
- ◎当センター各種事業については、各事業担当者にお尋ねください。

## 使用日の変更

「亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書」の提出が必要 1階コミュニティホール・・・使用中止日から3か月以内で変更申請可 その他の施設・・・・使用中止日から1か月以内で変更申請可

※いずれも変更希望候補日を決定したうえで空き状況を確認したのち、申請の手続き をしてください。なお、変更は1回のみです。

#### 使用料の還付

「亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書」の提出が必要 承認後、5割相当額を還付いたします。(還付は後日)

◎変更・取消申請の手続きは、警報が解除された安全な日にお越しください。(1週間を目途とします。)なお、変更または取消申請には使用許可書等の書類が必要です。

## ❖申請必要書類等❖

# 一般利用者

<u> 亀岡市総合福祉センター使用許可書</u> (すでにお渡ししている場合)

※使用申請者が変更または取消の手続きをしてください。

## 亀岡市総合福祉センター登録グループ利用者

- ①登録グループ年間申請許可日を変更または取消される場合 <u>亀岡市総合福祉センター使用許可書(令和○年4月~令和○年3月)</u> 令和○年度活動日調整結果(No.1)(No.2) 当該年度のもの
- ②登録グループ追加申請許可日を変更また取消申請される場合 <u>亀岡市総合福祉センター使用許可書</u>(すでにお渡ししている場合) ※申請時点の代表者が手続きをしてください。

ご不明な点は、お問い合わせください。

亀岡市総合福祉センター Tell (0771) 24-0294